

# 東松山市スポーツ協会補助金交付に関する内規

(目的)

第1条 東松山市スポーツ協会は、各種競技団体の育成、振興をはかるため、次のような事業に対し補助金を交付する。

- 1 各加盟団体の運営事業「運営事業補助金」
- 2 市民総合体育大会事業等「大会事業補助金」
- 3 スポーツ教室・各種講習会事業「推進事業補助金」
- 4 他団体との交流事業「交流事業補助金」
- 5 全国大会への選手派遣事業「派遣事業補助金」
- 6 その他会長が必要と認めるもの

(申請方法)

第2条 補助金の申請は、次のとおりとする。

- 1 運営事業補助金は、各団体の総会資料（決算・予算資料のあるもの）を添付し、補助金交付申請書（様式1号）により申請するものとする。
- 2 大会事業補助金・推進事業補助金は、補助金交付申請書（様式1号・2号）により申請し、事業後に決算書（様式3号）を提出するものとする。
- 3 交流事業補助金は、事業開催要項等を添付し、補助金交付申請書（様式1号）により申請するものとする。
- 4 派遣事業補助金は、全国大会出場が明記された資料を添付し、補助金交付申請書（様式1号）により申請するものとする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助金の額については、別表のとおりとする。

(交付の決定通知)

第4条 交付決定については、理事長の専決とし、申請者宛に交付の決定を通知する。

付則 この内規は、平成25年5月19日より施行する。

この内規は、平成27年5月10日から適用し、10月5日より施行する。

この内規は、平成31年4月1日より施行する。

別表

補助区分	対象	金額
運営事業補助金	当該年度内での運営に対し補助を行う。	財源の状況、県体協からの補助金額及び加盟者数により、毎年理事会において協議し決定する。
大会事業補助金	下記の事業運営に対し補助を行う。 ①市民総合体育大会の運営 ②地区・県大会を当市において実施するもの ③市競技団体が市外において大会を主催するもの	①参加者数及び運営費を考慮し実行委員会において協議し決定する。 ②10,000円 ③20,000円（年度内1回限定）
推進事業補助金	下記の事業運営に対し補助を行う。 ①各種スポーツ教室 ②審判講習会 ③実技講習会	○団体内部の講師により実施 15,000円 ○外部より講師を招き実施 20,000円 ① ② ③とも、年度内1回を限度とする
交流事業補助金	市競技団体が主催する交流事業に対し補助を行う。 ①市外へ遠征し、他団体と交流のある事業を実施するもの。 ②市外の団体を当市へ招き、交流事業を実施するもの。	① 県内遠征 10,000円 県外遠征 20,000円 ② 20,000円 ① ②とも、年度内1回を限度とする
派遣事業補助金	地区予選を経て、全国大会に出場する選手・団体に対して補助を行う。 ただし、1加盟団体につき100,000円を限度とする。	○国民体育大会 1人 20,000円 ○その他全国大会（スポーツマスターズ大会含む） 個人戦 8,000円 団体戦5人未満 10,000円 5人以上 15,000円 個人、団体のいずれかとする